

## 基準緩和認定申請に係る書類について（トラクタ）

基準緩和の申請に必要な書類は下記の①～⑤であり、全て2部ずつ必要です。申請書等には申請者の押印は不要ですが、記載内容に誤りがないかご確認をお願いします。

なお、基準緩和は地方運輸局長による認定であるため（受付は管轄の運輸支局、自動車検査登録事務所で行います）、審査の期間は約1ヶ月かかります。

### 記

①基準緩和申請書（架装内容は「認定を必要とする理由」欄か、別紙として理由書へ記載して下さい。）

注：「認定により適用を除外する保安基準の内容」欄の単位や端数処理は、下表を参考にしてください。

緩和事項	単位	端数処理	記載例
長さ、幅、高さ	m	1cm未満切捨て	2.99m
重量関係	kg	0又は5kgに切上げ	10,115kg
接地圧	kg/cm	小数点第2位を切上げ	205.5kg/cm

②主要諸元比較表

③車両外観図（前面・後面・側面及び平面の4面図 架装状況も記入して下さい。）

④計算書及び緩和部分詳細図

⑤自動車検査証又は抹消証明書の写し（新車の場合は譲渡証明書）

## 基準緩和認定申請書（新規）

中国運輸局長 殿

2023年 2月20日

道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別紙を添えて申請します。

申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	中国運輸局 株式会社 代表取締役 運輸局太郎
申請者の住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30

## 申請する自動車の情報

車名及び型式	コッコウショウ ABC123
種別及び用途	普通 貨物
車体の形状	トラクタ
車台番号	ABC123-00001
使用の本拠の位置	広島県広島市西区観音新町4丁目13-13-2
構造又は使用の態様の 特殊性	自動車の構造が超重量で、分割不可能な単体物品を輸送できる構造を有する被けん引車をけん引する自動車である。
認定を必要とする理由	自動車の構造が超重量で、分割不可能な単体物品を輸送できる構造を有する被けん引車をけん引するため。

認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容
第4条	車両総重量 26,100kg
第4条の2第1項	軸重 10,500kg
第4条の2第2項	隣接軸重 21,000kg
以下余白	

(日本産業規格A列4番)

## 備考

- 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号括弧書きで記載する。
- 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第2号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載する。
- 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号については開始番号を記載する。

第1号様式別紙

基準緩和認定申請書別紙（新規）

自家用又は事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input checked="" type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> その他	
使用者の事業内容	<input checked="" type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
車両管理責任者	（役職） <b>運行管理者</b> （氏名） <b>運輸局次郎</b>	
通行許可事前確認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	有の場合	道路管理者名及び連絡先
主な運行経路	始点： <b>AA県AA市AA町1丁目</b>	終点： <b>BB県BB市BB町1丁目</b>
	<input type="checkbox"/> 別紙図有 <input type="checkbox"/> 特殊車両通行許可の経路に同じ	

宣誓事項

チェック欄	申請に当たり宣誓する内容
<input checked="" type="checkbox"/>	基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）（平成9年9月19日付け自技第193号）の第4第3項に該当する処分を受けていません。

誓約事項

チェック欄	申請に当たり誓約する内容
<input checked="" type="checkbox"/>	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
<input checked="" type="checkbox"/>	運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
<input checked="" type="checkbox"/>	重大事故時には、遅滞なく通報します。
<input checked="" type="checkbox"/>	認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合しています。
<input type="checkbox"/>	（一括緩和の場合） 使用者に対し、上欄までの誓約事項を周知します。
<input type="checkbox"/>	（その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。）

（日本産業規格A列4番）

備考

1. 通行許可事前確認は第3第2号、第3号、第6号（第3第2号、第3号の自動車をけん引することができるものに限る）、第20号の自動車でも車両総重量及び軸重等の緩和が必要な場合に記載する。
2. 主な運行経路については、第11、第12、第15、第16、第17、第18、第19の自動車及び地方運輸局長が審査において必要と認めた自動車の場合に記載し、図を添付する。
3. 第15、第18、第19、第20の自動車については、誓約事項のチェック欄に記入されたものをもって、遵守事項の誓約に関する書面とする。
4. 一括緩和の場合、宣誓事項及び誓約事項以外の記載は不要。